

仕 様 書

- 1 件 名 港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定支援業務委託
- 2 履行期間 令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで
- 3 履行場所 ・みなとリサイクル清掃事務所（港区港南3-9-59）
・港区役所（港区芝公園1-5-25）
・台場を含む港区内各地区区有施設等の指定場所

4 目 的

現行計画策定後に改正された各種法制度や清掃・リサイクル事業を取り巻く様々な情勢変化を踏まえ、本年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」により食品ロス削減の推進計画の策定が努力義務とされたことや、海洋プラスチックごみの発生抑制や災害廃棄物の処理等の新たな課題にも対応していく必要があるため、これらの計画や対策について「港区一般廃棄物処理基本計画」（第3次）（以下、「一廃計画」という。）に早期に反映させることを目的として、策定期間を一年前倒し、計画期間を令和3年度から令和14年度までの12年とした発注者が行う新たな計画の策定について支援することを目的とするものである。

5 業務内容

受注者は以下の業務を行う。詳細については、別途発注者と協議すること。

- (1) 一廃計画の策定に必要なデータの収集・分析・解析及び資料の作成
 - ア 区が策定している個別計画等（プラン、ガイドライン、ビジョン、プログラム、方針等の名称のものも含む。）の把握及び体系整理
 - イ 「港区ごみ排出実態調査報告書」（平成30年度）及び「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定等に係る基礎調査報告書」（令和2年3月発行予定）等の区における各種データ、調査結果等の収集・分析・解析及び資料の作成
 - ウ 一廃計画の策定に必要な国、東京都、他自治体等に関する情報の収集・分析及び資料の作成
 - エ 他自治体等の一般廃棄物処理基本計画策定等の状況調査・分析及び資料作成
 - オ 現行計画の評価と課題の抽出及びとりまとめ
- (2) 一廃計画の策定支援
 - ア 施策の策定支援
現行計画の評価と抽出した今後の課題、港区環境審議会答申等を踏まえ、今後実施可能な新規事業や既存事業の変更（統廃合）など、発注者が施策を見直す上での支援を行うこと。
 - イ ごみの発生量・処理量の整理
区におけるごみの発生量・処理量の実績値及び計画期間における予測値について、「港区ごみ排出実態調査報告書」（平成30年度）及び「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定等に係る基礎調査報告書」（令

和2年3月発行予定)の結果等を踏まえて整理を行うこと。

ウ 具体的目標の設定支援

5(2)①イで整理した今後のごみの発生量・処理量及び「港区ごみ排出実態調査報告書」(平成30年度)及び「港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)策定等に係る基礎調査報告書」(令和2年3月発行予定)の結果等を踏まえ、これを分析・解析して、発注者が将来の目標値を設定する上での支援を行うこと。なお、数値目標の項目については、国及び東京都の動向や、計画策定後の進行管理を考慮した見直しを必要に応じて行うこととする。また、国や東京都が示す減量等の数値目標に配慮するだけでなく、実行可能性にも留意すること。

エ 記述内容の整合性や文章表現の統一、原則として港区公文規程に基づく用語の校正作業

オ 改定する計画書の校正、デザイン、ページレイアウト等に関する提案

カ 庁内検討用資料の作成支援、印刷

キ 発注者との打合せ(月1回程度)

(3) 港区環境審議会等開催支援

計画の見直しについて審議・検討を行う各会議の資料作成支援、会議への同席、会議録の作成等、会議開催に伴い必要となる業務を行う。会議は下記を想定しているが、計画の見直しにあたり必要となるその他の会議等についても、発注者が必要と認める場合は、資料作成等の支援を行うこと。

① 港区環境審議会(部会含む。港区役所本庁舎等区内施設にて17時以降)計8回を想定、1回あたり30部程度

ア 事前準備及び会議資料の作成

イ 港区環境審議会への出席

ウ 港区環境審議会での資料説明

エ 議事録の作成

オ 質疑等への対応支援

カ 答申書(案)の作成

キ その他会議等の開催に伴って必要となる業務

② 庁内検討委員会 計6回を想定、1回あたり10部程度

③ 庁議(港区役所本庁舎にて2回程度開催予定)の支援
会議資料を各回60部程度)すること。

④ 港区議会報告資料の作成(2回、60部程度)

(4) 区民意見募集の実施支援

発注者が実施する区民意見募集(パブリックコメント)について、素案の作成や意見整理等の必要な支援を行うこと。

(5) 区民説明会開催支援

区民意見募集の実施に合わせ、計画素案について区民・事業者へ周知し、意見を聴取するため開催する説明会(区内で7回。うち、17時以降に6回想定)において、説明資料の作成、会議録の作成、意見の整理等、説明会開催に必要な支援を行うこと。

6 スケジュール

契約締結日から10日以内を目処に、発注者と業務内容について確認する事前協議を完了すること。中間報告を令和2年9月30日までに行うこと。

7 成果品

- (1) 「港区一般廃棄物処理基本計画」(A4版、カラー、100ページ程度) 5部
- (2) 同概要版(A4版、カラー、8ページ程度) 5部
- (3) 同概要版【英語】(A4版、カラー、8ページ程度): 5部
- (4) 同資料編 データ納品とする。
- (5) 上記の電子データ1式

データは、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形(PDF)を格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式(Microsoft社Word2010、Excel2010等)で原稿及びその添付図(グラフ、図形、写真)などを納入するものとする。データは整理して、Windows対応の電子媒体(CD-R等)に格納する。

8 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立ち、事前に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務計画書を作成し提出しなければならない。また、業務計画を変更する場合も同様とする。

9 受注者の責務

受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) みなとタバコルールの遵守
受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールの遵守すること。
- (8) 基本的人権の尊重
受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (10) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければ

ばならないものとする。また、受注者は、本区が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、或いはセキュリティ監査等が該当する。

10 業務の処理

- (1) 受注者は、業務の詳細について、発注者と連絡・調整を十分に行い、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 業務に必要な資料は、発注者を通じて受注者に貸与する。
- (3) 本仕様に記載されていない事項及び不明な点について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (4) 受注者は、発注者が区であるということを十分に認識し、外部調査を行う場合は言動等に配慮する。
- (5) 本業務で受注者が発注者に提出する資料の作成、提出に係る費用は、受注者の負担とする。

11 著作権等

本業務に係わる作成資料・議事録並びに報告内容の著作権は本区に帰属する。

12 支払い方法

業務履行確認後、一括払いとする。

13 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 21 年 3 月 27 日付改正 20 環車規第 837 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

14 連絡先

港区環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所運営係
所在地：〒108-0075 港区港南 3-9-59
電話：03-3450-8025
FAX：03-3450-8063